

平成22年5月17日

いしのまき農業協同組合

中小企業金融円滑化法第7条第1項にもとづく説明書類の開示

中小企業金融円滑化法第7条第1項に規定する説明書類について、以下のとおり開示いたします。

【後添資料】

- 1 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

以上

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成22年5月17日

いしのまき農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置 の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

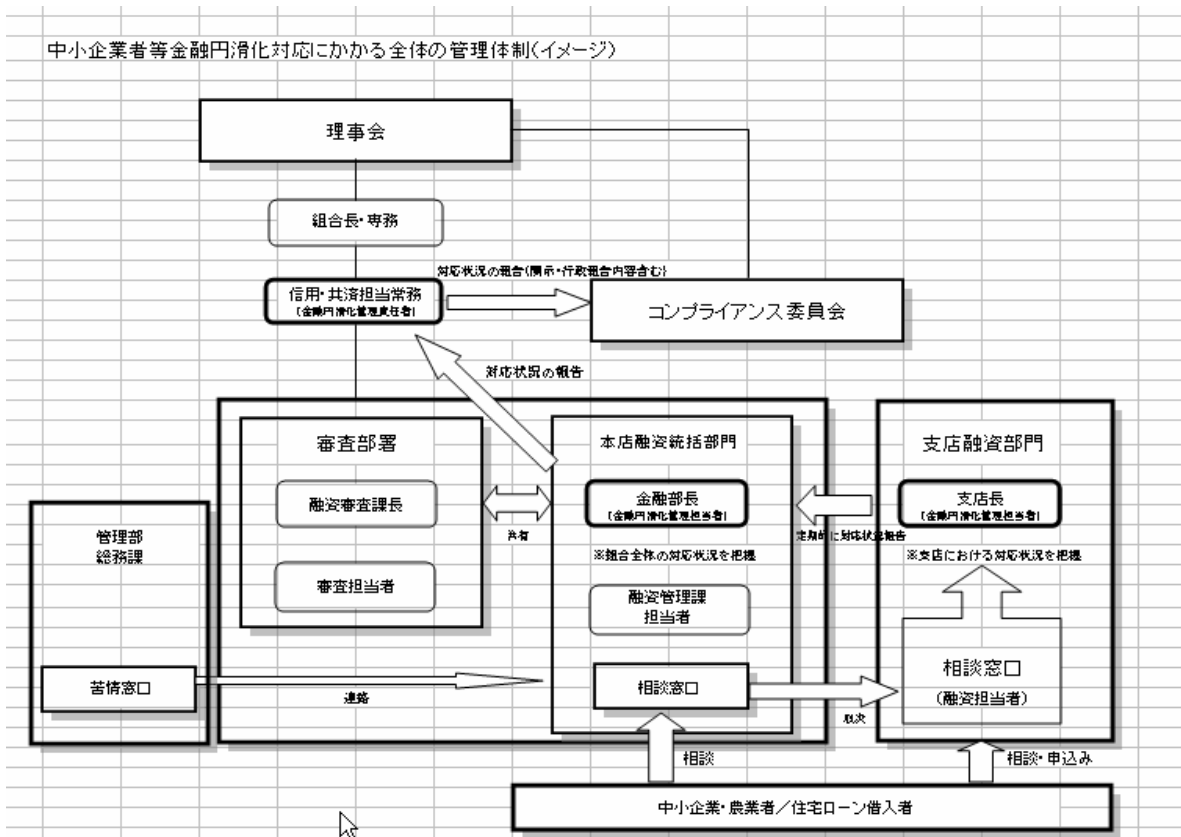
方針の全文については、平成22年1月29日に公表しております。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図》



- ・ 本支店の相談窓口は以下の通りです

店舗名	所在地	電話番号
本店	石巻市中里五丁目 1-12	0225-22-1110
石巻支店	石巻市中里五丁目 1-12	0225-22-5141
蛇田支店	石巻市蛇田字中塚 14	0225-95-8170
鹿妻支店	石巻市伊原津二丁目 11-29	0225-93-3385
大街道支店	石巻市大街道南五丁目 1-97	0225-95-7811
稲井支店	石巻市井内字一番 46-2	0225-22-6431
大谷地支店	石巻市小船越字山畑 390	0225-62-3311
北上支店	石巻市北上町橋浦字行人前 183	0225-67-2311
桃生中央支店	石巻市桃生町中津山字永田 21-1	0225-76-3132
河南支店	石巻市前谷地字中塚 138-7	0225-72-4078
矢本支店	東松島市矢本字上河戸 25-1	0225-82-2153
赤井支店	東松島市赤井字川前壺 12-6	0225-82-3130
鳴瀬支店	東松島市小野字新宮前 15-1	0225-87-2001

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制については、金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
 - (2) 条件変更の有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について、特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
 - (3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成については経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。
- ・ 体制整備として営農指導員 45 人（うち有資格者 27 人）、7 人については兼務ではありますが営農渉外担当者として配置しており、金融部 各支店と連携を図って農業融資機能の強化に努めています。
 - ・ 金融円滑化管理責任部署は、主催する業務研修等の機会を活用して金融円滑化にかかる規則類、留意事項等にかかる教育を行ないます。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況
別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況
別表2のとおり

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	29
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	0	6
うち、実行に係る貸付債権の額	0	2
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	4
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	23
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	23
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	6
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	0	2
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	0	4
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	4
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0